

「東京電力(株)福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する第一次指針、第二次指針」(抜粋)

平成23年4月28日

平成23年5月31日

原子力損害賠償紛争審査会

第一次指針

第5 政府等による出荷制限指示等に係る損害について

[対象区域及び品目]

第一次指針においては、差し当たって、政府による出荷制限指示又は地方公共団体が本件事故に関し合理的理由に基づき行う出荷又は操業に係る自粛要請等（生産者団体が政府又は地方公共団体の関与の下で本件事故に関し合理的理由に基づき行う場合を含む。以下「政府等による出荷制限指示等」という。）があった区域及びその対象品目に係る損害を対象とする。

第二次指針

2 農林漁業の「風評被害」

(指針)

I) 農林漁業において、本件事故以降、現実に生じた買い控え等による被害のうち、少なくとも次に掲げる產品に係るものについては、原則として本件事故との相当因果関係が認められる。

② 畜産物に係る政府等による出荷制限指示等（同年4月までのものに限る。）が出されたことがある区域において産出された全ての畜産物（食用に限る。）

各県の損害賠償請求に向けた動き(23.5.12現在)

県協議会	構成員	JA外出荷者の取扱い
福島県 4月26日設立	JA県団体、JA単協、酪農組合、畜産振興協会	JAが受付 〔したけれども、JA出荷以外の者についてもJAを通じて請求予定〕
茨城県 4月12日設立 〔市町村レベルでも協議会設立〕	JA県団体、JA地区団体、県市町村協議会は、市町村、JA 〔単協、関係団体〕	市町村協議会が受付 周知はJA・市町村が実施
栃木県 4月15日設立	JA県団体、JA単協、開拓農協、酪農協会 〔県、市町村は協力〕	JA及び市町村が受付 周知は市町村が各戸、県出先が直壳所へパンフ配布
群馬県 4月21日設立	JA県団体、JA単協、乳販連、酪農協会等 〔県、市町村は協力〕	市町村が受付 周知は市町村が担当
千葉県 4月26日設立	JA県団体、JA単協 〔県はアドバイザリ的な参加〕	JA及び市町村が受付 〔5月11日、県と関係市町(旭、香取、多古)の連絡会議を開催。周知や取りまとめを依頼〕 周知は市町が実施

農林水産省

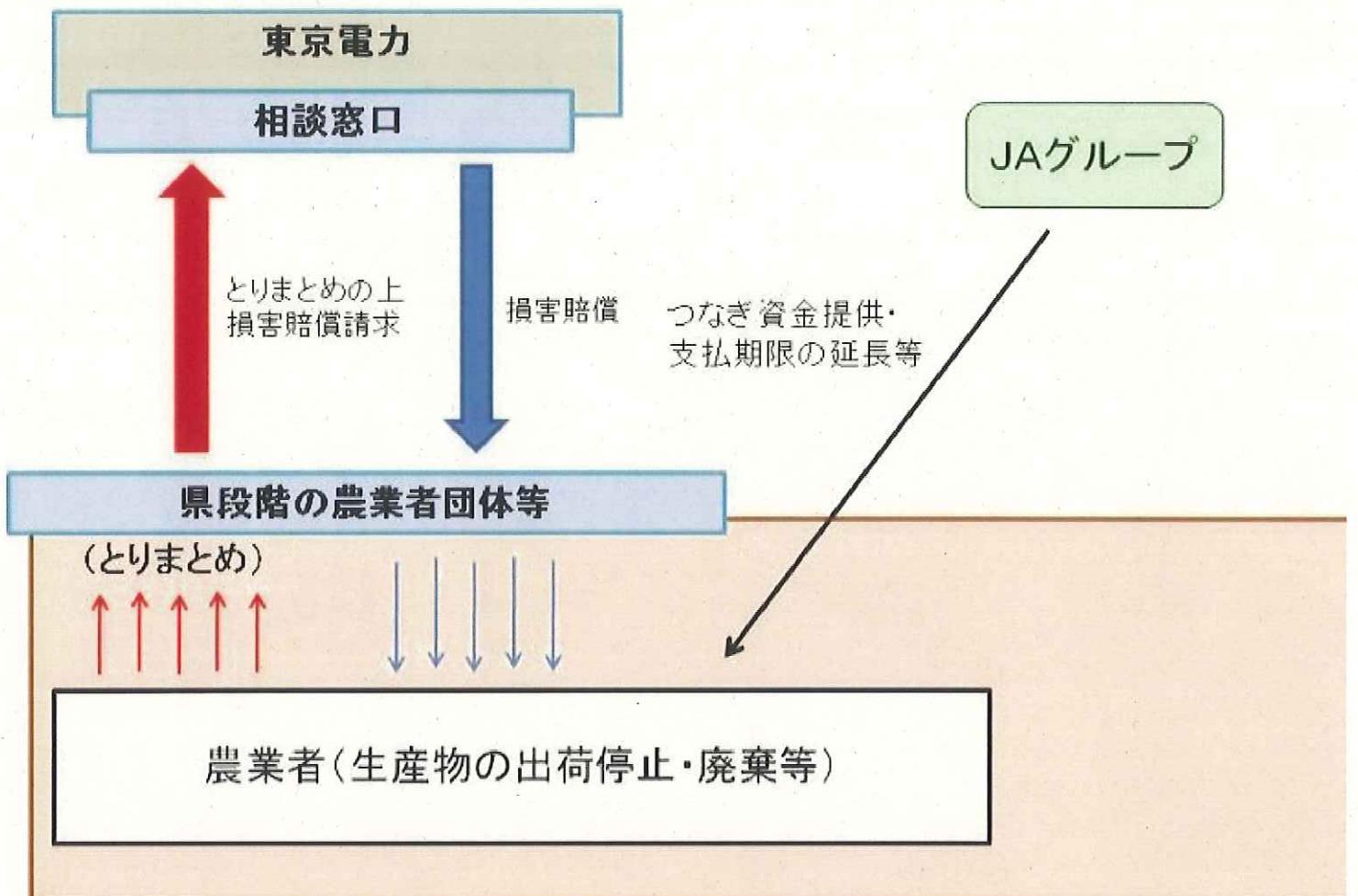
プレスリリース

平成23年4月1日
農林水産省

福島第一原子力発電所事故による影響と対応～農家へのつなぎ資金等について～

1. 今般の東京電力福島原子力発電所事故によって、現在、多数の農家が出荷制限の対象となり、現金収入が途絶えているという実態にも鑑み、JAグループは、農林水産省と連携して、以下の取組を行います。
 - (1) 農家の東京電力に対する損害賠償請求について、とりまとめ作業を精力的に進める。この場合、特に出荷停止となっている品目について早急に着手し、それ以外の品目についても順次着手します。
 - (2) 但し、東京電力による賠償が行われるまでには相当の時間を要することから、その間、JA独自の取組として、出荷停止だけでなく風評被害等を受けている農家も含め、
 - [1] プロパー資金を活用した無利子融資等による被災農家への当面の資金の供給
 - [2] 飼料や肥料、農薬などすべての購買品の支払期限の延長など、できる限りの措置を講じます。
 - (3) なお、福島県、茨城県での生乳に係る出荷停止について、福島県酪農協及び茨城県酪連が、賠償請求のとりまとめに着手します。
2. 国(農林水産省)は、以下の取組を行います。
 - (1) 原子力災害対策本部や原子力損害賠償紛争審査会の取組とも整合性をとりながら、農業被害に係る原子力損害賠償請求等について連絡会議を設置し、請求の考え方や基準を示すなど、できる限りの支援を行います。
 - (2) JAの取組の対象とならない農家に対しても、金融機関や資材取扱業者等に対して配慮するよう要請します。

福島原発事故に係る農家へのつなぎ資金等について



お問い合わせ先

生産局農業環境対策課
担当者:松尾、森下
代表:03-3502-8111(内線4765)
ダイヤルイン:03-3502-5951
FAX:03-3502-0869

[ページトップへ](#)

Copyright:2007 Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries
〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1 電話:03-3502-8111(代表)

農林水産省

写

23総合第840号
23生畜第878号
23経営第1297号
平成23年7月19日

一般社団法人全国銀行協会会長
社団法人第二地方銀行協会会長
社団法人全国地方銀行協会会長
社団法人全国信用金庫協会会長
社団法人全国信用組合中央協会会長
株式会社商工組合中央金庫代表取締役社長
株式会社日本政策投資銀行代表取締役社長

殿

農林水産省総合食料局長

農林水産省生産局長

農林水産省経営局長

牛肉から食品衛生法の暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されたことにより影響を受ける畜産農家等への資金の円滑な融通及び既貸付金の償還猶予等について

今般、本年3月11日の東京電力福島第一原子力発電所の事故発生以降に収集された高濃度の放射性セシウムを含む稻わらが給与された肉用牛の牛肉から食品衛生法の暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されたことを踏まえ、福島県における出荷の自粛や全国的な牛肉の消費の減退等により、肉用牛農家、食品加工・販売業者、外食事業者等においては、経営に必要な資金の調達にも支障を来すことが懸念されるところです。

つきましては、これら経営の実情を十分に御理解の上、経営の維持継続に必要な資金が円滑に融通されるとともに、個別の経営事情に応じ、既貸付金の償還猶予等が図られますよう、特段の御配慮及び貴会会員に対してもその旨を周知徹底するよう、よろしくお願ひいたします。

なお、都道府県知事に対して別添写しのとおり依頼したので、御了知願います。

写

23生畜第8.7.5号

平成23年7月19日

全国農業協同組合連合会会長
全国酪農業協同組合連合会会長
日本養鶏農業協同組合連合会会長
全国畜産農業協同組合連合会会長
全国開拓農業協同組合連合会会長
全国精麦工業協同組合連合会会長

殿

農林水産省生産局畜産部畜産振興課長

原子力発電所事故に伴う配合飼料代金の支払い猶予について

貴連合会におかれましては、日頃より、畜産農家に対する配合飼料の安定供給に御尽力いただきいていることに御礼申し上げます。

さて、今般、本年3月11日の東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故発生以後に収集された高濃度の放射性セシウムを含む稻わらが給与された肉用牛の牛肉から食品衛生法の暫定基準値を超える放射性セシウムが検出されたことを踏まえ、福島県における出荷の自粛や牛肉の消費の減退等により、福島県の肉用牛農家をはじめとする畜産農家の経営に深刻な影響が及ぶことが懸念されます。

農林水産省としては、肉用牛農家等の経営損害については、東京電力株式会社に対する損害賠償請求を積極的に支援することとしておりますが、同社から仮払金を含む賠償金の支払いを受けられるようになるまでの間、被害農家にあっては収入の激減により飼料等の資材費の支払いに困窮することが見込まれるところです。

つきましては、このような状況に鑑み、原子力発電所事故に伴い経営に深刻な影響を受け配合飼料代金の支払いが困難となっている農家への支払猶予について、特段の御配慮をいただくよう、よろしくお願ひ申し上げます。